

議案第 20 号

工事請負契約の締結について

本市は、鎌倉市立第二中学校改築工事について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成21年 9 月 2 日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

- 1 工 事 名 称 鎌倉市立第二中学校改築工事
- 2 工事施行位置 鎌倉市西御門一丁目 7 番 1 号
- 3 契 約 金 額 1,116,150,000円
- 4 請 負 契 約 者 横浜市中区不老町 2 丁目 9 番地 2
鉄建建設株式会社 横浜支店
支店長 大 寺 孝 幸

「参 考」

工事請負仮契約書

工 事 名 称	鎌倉市立第二中学校改築工事												
工 事 場 所	鎌倉市西御門一丁目7番1号												
請 負 代 金 額			¥	1	1	1	6	1	5	0	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額				¥	5	3	1	5	0	0	0	0
解体工事に 要する費用等	別紙のとおり												
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による（役務的保証）												
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 3 年 間												

この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。

この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。

ただし、乙（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。

この場合において、甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償するものとし、乙に損害が発生した場合は、乙は甲に賠償請求できないものとします。

上記の工事について発注者「鎌倉市」を甲とし、請負者「鉄建建設株式会社横浜支店」を乙とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 21 年 8 月 19 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 石 渡 徳 一

印

乙 横浜市中区不老町2丁目9番地2
鉄建建設株式会社横浜支店
支店長 大 寺 孝 幸

印

(別紙)

解体工事に要する費用等

(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①造成等	造成等の工事 有 (無)	手作業 手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用
④屋根	屋根の工事 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用
⑥その他 (仮 設)	その他の工事 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

なし

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

1,759,800 円 (税込)

(請負者の見積金額)

別 紙

[illegible]

※ 請負者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について記載する。